特許協力条約に基づの国際出願

願

国際出願番号	受理官庁記入欄 PCT	उट
国際出願日	17.9.03	
(受付印)	受領印	

約に従って処理されることを請求する。
出願人又は代理人の書類配号 (希望する場合、最大12字) S03 P1130W O00
第 1 棚 発明の名称
第 11 欄 出願人 この欄に記載した者は、発明者でもある。
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載:法人は公式の完全な名称を記載:あて名は郵便番号及び国名も記載) 電話番号: 03-5435-3910
ソニー株式会社 SONY CORPORATION 03-5435-3043
〒141-0001 日本国東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 3 5 号 ^{加入電信番号:}
7-35, Kitashinagawa 6-chome, Shinagawa-ku, TOKYO 141-0001 JAPAN 出版人登録番号:
国籍 (国名): 日本国 JAPAN 住所 (国名): 日本国 JAPAN
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: V 米国を除くすべての指定国 米国のみ 追記欄に記載した指定国
第皿欄 その他の出願人又は発明者
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載:あて名は郵便番号及び国名も記載) この欄に記載した者は 次に該当する:
福田 邦夫 FUKUDA Kunio 山瀬人のみである。
〒141-0001 日本国東京都品川区北品川6丁目7番35号 ▼ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
ソニー株式会社内
C/O SONY CORPORATION, 7-35, Kitashinagawa 6-chome,
Shinagawa-ku, TOKYO 141-0001 JAPAN 以下に記入しないこと) 出題人登録番号:
山縣八正隊皆力
国籍 (国名): 日本国 JAPAN 住所 (国名): 日本国 JAPAN
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
その他の出願人又は発明者が終薬に記載されている。
第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名
次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する: V 代理人 共通の代表者
氏名(名称)及びあて名:(姓·名の順に記載:法人は公式の完全な名称を記載:あて名は郵便番号及び国名も記載) 電話番号: 03-3470-6591
8274 弁理士 田 辺 恵 基 TANARE Shigemoto
〒150-0001 日本国東京都渋谷区神宮前1丁目11番11-508号 03-3470-6506
グリーンフアンタジアビル5階 加入電信番号:
Green-Fantasia Building 5th Floor, 11-11-508,
Jingumae 1-chome, Shibuya-ku, TOKYO 150-0001 JAPAN
通知のためのあて名:代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第V欄 国の指定 (放当する	印を付すこと:少なくとも1つの口にレ印を付すこと)。									
規則 4.9(a)の規定に基づき次の指定を行う。ほかの極類	の保護又は取扱をいずれかの指定国(又は OAPI)で求め	る場合には追記欄に記載する。								
広域特許										
	ナGhana、GMガンピアGambia、KFケ	=7 Kenya I S L V h Lagatha								
MWマラウイ Malawi. MZモ	・ ARIP〇特許:GHガーナ Ghana, GMガンビア Gambia, KEケニア Kenya, LSレソト Lesotho, MWマラウイ Malawi, MZモザンビーク Mozambique,SDスーダン Sudan,SLシエラ・レオネ Sierra Leone,									
S Zスワジランド Swaziland, T	フタンザニア United Republic of Tanzania。 U(G ウガンダ Uganda、 Z Mザンピア Zambia								
乙 W ジンバブエ Zimbabwe, 及び	S Z スワジランド Swaziland,T Z タンザニア United Republic of Tanzania, U G ウガンダ Uganda, Z M ザンビア Zambia, Z W ジンパブエ Zimbabwe, 及びハラレプロトコルと特許協力条約の締約国である他の国 <i>他の種類の保護又は取り扱いを求める場</i>									
合には点線上に記載する)	合には点線上に記載する)									
□EA ユーラシア特許:AMアノ	A ユーラシア特許:AMアルメニアArmenia, A ZアゼルバイジャンAzerbaijan, B YベラルーシBelarus。									
K Gキルギスタン Kyrgyzstan, F	K Gキルギスタン Kyrgyzstan, K Z カザフスタン Kazakhstan, MDモルドヴァ Republic of Moldova, R Uロシア Russian									
Federation, T J タジキスタンT	Federation, T J タジキスタン Tajikistan, T M トルクメニスタン Turkmenistan, 及びユーラシア特許条約と特許協力条約の									
	締約国である他の国									
図EP ヨーロッパ特許:ATオー	ヨーロッパ特許: A Tオーストリア Austria, B E ベルギーBelgium, CH and L I スイス及びリヒテンシュ									
タイン Switzerland and Liechtenste	タイン Switzerland and Liechtenstein, C Yキプロス Cyprus, D Eドイツ Germany, D K デンマーク Denmark, E S スペイン Spain, F I フィンランド Finland, F R フランス France, G B 英国 United Kingdom, G R ギリシャ Greece,									
ANA Spain, F 1 2 7 2 7 2	ド Finland, F R フランス France, G B 英	国 United Kingdom, GRギリシャ Greece,								
Notherland D T #4 L #4 D	イタリア Italy, L Uルクセンブルグ Luxemb	ourg, MCモナコ Monaco, NLオランダ								
及びヨーロッパ特許条約と特許協力。	rtugal, SEスウェーデン Sweden, TRトル	Turkey,								
	ナ・ファソ Burkina Faso, B J ペナン Benin,	C F ##77 ! # 0 \								
CG3V3Congo CI3-h	ジボアール Côte d'Ivoire, CMカメルーン Car	C F 中央ノフリル Central African Republic,								
ギニア Guinea G Q 赤道ギニア	Equatorial Guinea, GWギニア・ビサオ Guine	og-Risson MI will Mali MD = 11 A								
=ア Mauritania, NE=ジェール Niger,	Squasorial Guinea, S VV 127 C 72 Guin									
S Nセネガル Senegal, T Dチ	ナトChad. TGトーゴTogo.									
	ベー国であり特許協力条約の締約国である他の国 (他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には								
点線上に記載する)										
国内特許(他の種類の保護又は取り扱いを求	· ·									
□ A E アラブ首長国連邦	□G E グルジア Georgia	□ N Z =ュー・ジーランド New Zealand								
United Arab Emirates	□ G H ガーナ Ghana	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
□ A G アンティグア・パーブーダ	□ GMガンピア Gambia	□ OMオマーン Oman								
Antigua and Barbuda	□HRクロアチア Croatia	□ P Hフィリピン Philippines								
□ A L アルバニア Albania	□H UハンガリーHungary	□ P Lポーランド Poland								
□ AM7ルメニア Armenia	□ I Dインドネシア Indonesia	□ P Tポルトガル Portugal								
□ A Tオーストリア Austria		□ R Oルーマニア Romania								
□ A Uオーストラリア Australia	□ I L イスラエルIsrael	□ R U ロシア Russian Federation								
□ A Z アゼルバイジャン Azerbaijan	□ I NインドIndia □ I Sアイスランド Iceland									
		□ S Dスーダン Sudan								
□ B A ボスニア・ヘルツェゴヴィナ Bosnia	□ J P 日本 Japan	□ S E スウェーデン Sweden								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□ K E ケニア Kenya	□ S G シンガポール Singapore								
and Herzegovina	□ K G キルギスタン Kyrgyzstan	□ S I スロヴェニア Slovenia								
	□ K P 北朝鮮	□ S Kスロヴァキア Slovakia								
□ B G ブルガリア Bulgaria	Democratic People's Republic of Korea									
□ B R ブラジル Brazil	□KR韓国Republic of Korea	□ S Lシエラ・レオネ Sierra Leone								
□ B Yベラルーシ Belarus		□ T J タジキスタン Tajikistan								
	□ L Cセント・ルシア Saint Lucia	□ TMトルクメニスタン Turkmenistan								
□ C Aカナダ Canada	□ L K スリ・ランカ Sri Lanka	☐ T N = - 227 m:								
□ C Hand L I スイス及びリヒテンシュタイン	□ L R リベリア Liberia	□ T Nテュニジア Tunisia								
Switzerland and Liechtenstein	□ L S レソト Lesotho	□ T R トルコ Turkey								
図 C N中国 China	□ L Tリトアニア Lithuania	□ T T トリニダッド・トバゴ								
□ C ○コロンピア Colombia	□ L Uルクセンブルグ Luxembourg	Trinidad and Tobago								
□ C R コスタリカ Costa Rica	□ L Vラトヴィア Latvia	ロT Z タンザニア								
□ C U+¬¬¬ Cuba	□MAモロッコ Morocco	United Republic of Tanzania								
□ C Z f== Czech Republic	□MDモルドヴァ Republic of Moldova	□ U A ウクライナ Ukraine								
□ D E ドイツ Germany		□UGウガンダUganda								
□ D K デンマーク Denmark	□MGマダガスカル Madagascar	☑ U S 米国 United States of America								
□ DMドミニカ Dominica	□MKマケドニア旧ユーゴスラヴィア									
□ D Z アルジェリア Algeria	共和国 The former Yugoslav Republic of	□ U Z ウズベキスタン Uzbekistan								
□ E Cエクアドル Equador	Macedonia	□ V Nベトナム Viet Nam								
□ E EエストニアEstonia	□MNモンゴル Mongolia	□ Y Uユーゴスラヴィア Yugoslavia								
ロESスペインSpain	□MWマラウイ Malawi	□ 2 A南アフリカ共和国 South Africa								
□ F I フィンランド Finland	□MXメキシコ Mexico	•••••								
□ G B 英国 United Kingdom	□M Z モザンピーク Mozambique	□ Z Mザンビア Zambia								
□ G D グレナダ Grenada	□ NO///p=-Norway	□ Z Wジンパプエ Zimbabwe								
	の締約国となった国を指定するためのものである。	•								
	•									
	<u></u>	<u></u>								
		- ,								
投定の確認の含意・出願しは、上約の投党に加えて、担	Data and a state of the state o	 								

相定の確認の負害・山原人は、上記の相定に加えて、規則4.9(b)の規定に基づさ、特計協力染料の下で認められる他の全ての国の指定を行う。但し、追記欄にこの宣言から除く旨の表示をした国は、指定から除かれる。出願人は、これらの追加される指定が確認を条件としていること、並びに優先日から15月が経過する前にその確認がなされない指定は、この期間の経過時に、出願人によって取り下げられたものとみなされることを宣言する。(指定の確認は、指定を特定する通知の提出と指定手数料及び確認手数料の納付からなる。この確認は、優先日から15月以内に受理官庁へ提出しなければならない。)

						ł											
					•	•										7	
••				_		_				_	_	_	_	_	_		ı

第VI欄 優先権	主張							
以下の先の出願に基づく	く優先権を主張する:							
先の出願日	先の出願番号	先の出願						
(日. 月. 年)		国内出願: 国名	広城出願: *広城官庁名	国際出願:受理官庁名				
(1)	特願2002-							
30.09.02	286885	日本国 JAPAN		·				
(2)								
(0)	·	· . ·						
(3)			·	·				
·								
(4)								
(5)								
·			: .					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	張(先の出願)が追記欄に記 本見毎出願の母祖堂庁に共	已載されている。 <i>て出願されたものに限る</i>)のうち、以	てのものについて、出版学館の物質目					
	特許庁の長官)に対して請求する		「いものについて、山風音楽の詩雄版	F本を作成し国際争務向へ达付する				
	憂先権(1) 優先権(2	2)	- 権(4)] その他は追記欄参照				
	順である場合には、当該先の出。 (規則 4.10(b)(ii)):	質を行った工業所有権の保護のための/	·リ条約同盟国若しくは世界貿易機関 ·	の加盟国の少なくとも1ヶ国を				
第VII欄 国際調	查機関			·				
国際調査機関(記載。)	ISA) の選択 (2	以上の国際調査機関が国際調査を	実施することが可能な場合、いっ	ずれかを選択し二文字コードを				
ISA/JP	•••••	······						
先の調査結果の <i>出願日(日.)</i>	·	査の照会(先の調査が、国際制 出願番号	関査機関によって既に実施又は請 国名(又は広垓官庁?	•				
第四欄 申立て								
この出願は以下の申 立	とて を含む。 <i>(下記の該当す</i>	る欄をチェックし、右にそれぞれ	の申立て数を記載)	申立て数				
第V亚欄(i)	発明者の特定に関	する申立て	:					
第V亚欄(ii)	出願し及び特許を 出願人の資格に関	与えられる国際出願日 する申立て	における :					
第VII欄(iii)	先の出願の優先権 出願人の資格に関	を主張する国際出願日 する申立て	における :					
第Ⅷ欄(iv)	発明者である旨の (米国を指定国と		:					
第V亚欄(v)	不利にならない開 て	示又は新規性喪失の例	外に関する申立	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

第IX欄 照合欄:出願の言語		
この国際出願の紙模式の枚数は次のとおりである。 (a) 紙形式での枚数	この国際出願には、以下にチェックしたものが希付されている。	数
願答(申立てを含む)	1. V 手数料計算用紙	: _1
明細春(配列表を除く) 18枚	V 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面	: 1
請求の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■ 図界事務局の口座への振込を証明する書面	1
要約套1枚	2 個別の委任状の原本	· . · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
図面10枚	3.	·
小計────────────────────────────────────	4. V 包括委任状の写し (あれば包括委任状番号)	: 1
明細書の配列表部分 (紙形式での出願の場合はその枚数	5.	:
コンピュータ選み数り可能な形式の有無を問わない。 下記(b)書態)	6. V 優先権書類(上記第VI欄の()の番号を記載する): (1	<u>)</u>
A 84 27#	7. 国際出願の翻訳文(翻訳に使用した言語名を記載する):	·
合 計 37枚 (b)コンピュータ説み取り可能な形式による配列表部分	8. 秀託した微生物又は他の生物材料に関する書面	
(i) コンピュータ競み取り可能な形式のみ	9.	
(実施細則第 801 号(a)(i))	(1) (国際出版の一部を構成しない) (左綱(NY))アけ(NY))ピーレロを付した場合のみ)	:
紙形式に追加 (ju) (実施細則第 801 号(a)(ji))	(ii) 規則 13 の 3 に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した 配列表部分を含む写しの同一性についての解述者を添付	9等し :
配列表部分を含む媒体の種類(フレイキンプルディスタ、CD-ROM、CD-Rその他)と枚数	10. その他(音類名を具体的に記載):	· :
(追加的写しは右欄9、(ii)に記載)		
要約書とともに提示する図面: 5	本国際出願の言語: 日本語	
第 X 欄 出願人、代理人又は共通	の代表者の記名押印	
田辺恵基		
	一 受理官庁記入欄 ————————————————————————————————————	2、図面
1. 国際出願として提出された杏類の実際の受理の日	,	<u></u>
3. 国際出願として提出された春類を補完する春面又は図 その後期間内に受理されたものの実際の受理の日(訂	面であって 正日)	
4. 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期	間内の受理の日	
5. 出願人により特定された 国際調査機関 ISA/	6. 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない。	·
	— 国際事務局記入欄 ————————————————————————————————————	
記録原本の受理の日:	·	

策式PCT/RO/101 (最終用紙) (2001年3月版)